

(別紙)

州見台小学校PTA規約の改正前後 比較表 (案)

第7条 (学級委員)

本会に、次の学級委員を置き、その任務は以下のとおりとする。

役職名	定数等	任 務 内 容
学級長	学級毎に3名を選	属する学級の諸活動を計画し、推進する。
保健・体育委員	出し互選により学	保健・体育委員会の一員として保健・体育に関するPTA活動を行う
文化・広報委員	級長、保健・体育委	とともに、学級長を助け、学級の諸活動を計画し、推進する。
	員、文化・広報委員	文化・広報委員会の一員としてPTAの文化・広報活動を行うとともに、
	を決める。	学級長を助け学級の諸活動を計画し、推進する。



【改正案 (令和2年度のみ適用)】

本会に、次の学級委員を置き、その任務は以下のとおりとする。

役職名	定数等	任 務 内 容
<u>学級委員</u>	<u>学級毎に1名選出</u>	属する学級の諸活動を計画し、推進する。
	<u>する。</u>	保健・体育委員会の一員として保健・体育に関するPTA活動を行う
		とともに、学級長を助け、学級の諸活動を計画し、推進する。
		文化・広報委員会の一員としてPTAの文化・広報活動を行うとともに、
		学級長を助け学級の諸活動を計画し、推進する。

第8条 (専門委員会)

1 本会に、次の専門委員会を置く。

- ① 学級長会
- ② 保健・体育委員会
- ③ 文化・広報委員会
- ④ 地域委員会

2 各専門委員会に、次の役員を置き、会の運営に当たるとともに、運営委員会に出席して、事業の計画及び、活動報告等を行うこととする。

- | | | | | | |
|------------|-------|-----|----|------|----|
| ① 学級長会 | ————— | 委員長 | 1名 | 副委員長 | 1名 |
| ② 保健・体育委員会 | ————— | 委員長 | 1名 | 副委員長 | 1名 |
| ③ 文化・広報委員会 | ————— | 委員長 | 1名 | 副委員長 | 1名 |
| ④ 地域委員会 | ————— | 委員長 | 1名 | 副委員長 | 1名 |



【改正案 (令和2年度のみ適用)】

1 本会に、次の専門委員会を置く。

- ① 学級委員会
- ② 地域委員会

2 各専門委員会に、次の役員を置き、会の運営に当たるとともに、運営委員会に出席して、事業の計画及び、活動報告等を行うこととする。

- | | | | | | |
|----------------|-------|------------|-----------|-------------|-----------|
| <u>① 学級委員会</u> | ————— | <u>委員長</u> | <u>1名</u> | <u>副委員長</u> | <u>1名</u> |
| ② 地域委員会 | ————— | 委員長 | 1名 | 副委員長 | 1名 |

第12条（構成）

運営委員会の構成は、次のとおりとする。

- ① 本部役員—————7名（内2名は教職員）
- ② 学級長（正・副）—————2名
- ③ 保健・体育委員（正・副）—————2名
- ④ 文化・広報委員（正・副）———2名
- ⑤ 地域委員（正・副）—————2名

なお、校長は随時出席できるものとする。



【改正案（令和2年度のみ適用）】

運営委員会の構成は、次のとおりとする。

- ① 本部役員—————7名（内2名は教職員）
- ② 学級委員長（正・副）—————2名**
- ③ 地域委員（正・副）—————2名

なお、校長は随時出席できるものとする。

附則

- 1 この規約は、平成25年5月17日より施行する。
- 2 この申し合わせ事項は、平成21年5月25日より施行する。

PTA保護者活動についての申し合わせ事項

PTAボランティア、サークル活動等を新たに組織する場合は、当該組織の代表者が運営委員会に出席、提案し運営委員会の承認を得ることとする。

運営委員会は、その組織、活動が「州見台小学校PTA規約」第2条（目的）に該当するものであるか、計画的に継続した活動となるか等の検討を行う。

承認された組織については、PTA予算から活動経費を計上することも検討する。

- 3 この規約は、令和2年6月18日PTA総会（紙面審議）にて一部改正され、改正内容は令和2年度の活動のみ有効である。**